

みなかみ町ふるさと寄附金制度に係る返礼品募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、みなかみ町ふるさと寄附金(以下「ふるさと寄附金」という。)制度による町への寄附促進を図り、併せて地域資源の周知及び特産品等の販路拡大による地元経済の活性化に資するため、ふるさと寄附金の寄附者に対する返礼品(以下「返礼品」という。)を募集することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業者の要件)

第2条 返礼品を出品することを希望する事業者(以下「事業者」という。)は、次の各号のいずれにも該当することを要件とする。

- (1) 町内に本社、支社、営業所、製造所、加工所等の事業所を有する法人、団体又は個人事業者であること。
- (2) みなかみ町暴力団排除条例(平成24年みなかみ町条例第23号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (3) 町税の滞納がないこと。

(返礼品の要件)

第3条 返礼品は、次の各号のいずれにも該当する商品又はサービスであることを要件とする。

(1) 商品

- ア 町内で生産、製造、加工又は販売が行われていること。ただし、販売のみの商品については、主原料に町内の原材料を使用していること。
- イ 町の魅力発信及びブランド力向上に寄与し、産業振興又は地域振興につながる要素を持つ商品であること。
- ウ 品質及び数量の面で安定した供給ができるものであること。ただし、生鮮品等の期間限定又は数量限定で供給されるものについては、この限りでない。
- エ 飲食物の場合は、発送日から起算して7日程度の消費期限又は賞味期限が保証されること。

(2) サービス

- ア 町内でサービスが提供されること。
- イ 町の魅力発信及びブランド力向上に寄与し、産業振興又は地域振興につながる要素を持つサービスであること。
- ウ サービスを受けられることが分かるサービス利用券等を発行すること。
- エ 6か月程度の利用可能期間が保証されること。

(申請)

第4条 事業者が行う登録承認申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) みなかみ町ふるさと寄附金に係る返礼品の登録承認申請書(様式第1号)

(2) 画像データ（ファイル形式は、JPG、PNG、BMPのいずれかとし、ファイルサイズは、3メガバイト以下のものを、電子メールによって提出すること。）

(3) サービス利用券等の見本の画像データ（サービスの場合に限る。）

（募集期間）

第5条 返礼品の募集期間については、町長が別に定める。

（返礼品の選考について）

第6条 返礼品の選考については、町が申請内容等を総合的に判断して選考するものとし、選考結果については、みなかみ町ふるさと寄附金に係る返礼品の登録承認通知書（様式第2号）又はみなかみ町ふるさと寄附金に係る返礼品の登録不承認通知書（様式第3号）により通知する。

2 選考に当たっては、地場産品及び特産品としての適性を審査するほか、町の魅力発信及びブランド力向上に寄与し、産業振興又は地域振興につながる点を重視する。

（返礼品の発送）

第7条 返礼品の発送については、別表第1のとおりとする。

（返礼品の変更）

第8条 採用された返礼品について内容を変更する場合は、みなかみ町ふるさと寄附金に係る返礼品の変更承認申請書（様式第4号）を提出するものとする。

（返礼品の廃止）

第9条 採用された返礼品について出品を廃止する場合は、みなかみ町ふるさと寄附金に係る返礼品の廃止届（様式第5号）を提出するものとする。

（個人情報の取扱い）

第10条 事業者は、個人情報の取扱いについて別表第2に定める事項のほか、みなかみ町個人情報保護条例（平成17年みなかみ町条例第6号）及び関係法令を順守するものとする。

（注意事項）

第11条 事業者は、次に掲げる事項について注意しなければならない。

(1) 採用された返礼品は、ふるさと納税サイト及びパンフレットに掲載する。ただし、掲載内容等については、町の裁量により決定するものとする。

(2) 返礼品の代金及び送料については町が負担するものとする。

(3) 返礼品に関して苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、関連する保証、賠償等については、町は一切の責任を負わないものとする。

(4) 事業者及び返礼品がこの要綱に合致しなくなった場合又は町に損害を与える状況が認められる場合は、予告なく掲載を中止するほか、指示に従わない場合は登録を解除するものとする。

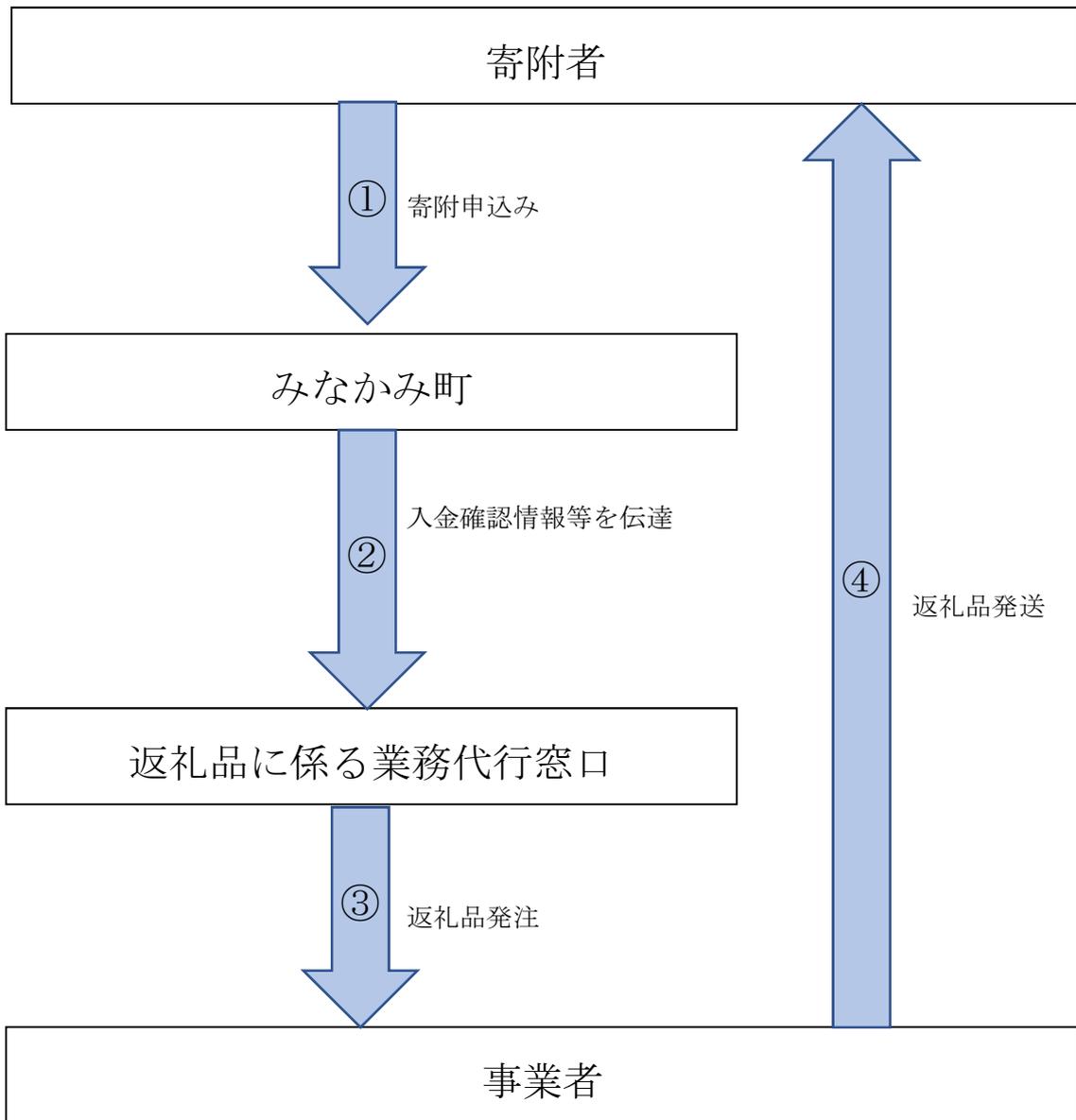
（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年10月22日から施行する。

別表第1（第7条関係）



別表第2(第10条関係)

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 事業者は、この事業に係る業務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 事業者は、この事業に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 事業者は、この事業に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、この事業に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この事業が終了又は解除された後においても、同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 事業者は、この事業に係る業務を処理するため、個人情報を収集又は利用するときは、当該業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 事業者は、この事業に係る業務を処理するためみなかみ町から提供された個人情報が記録された資料等を、みなかみ町の承諾なしに第三者に提供してはならない。ただし、特典を発送するために、宅配業者に個人情報を提供することは除く。

(再委託等の禁止)

第5 事業者は、この事業に係る業務の処理を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、みなかみ町が書面により事前に承諾した場合は、この限りでない。

(複製、複写の禁止)

第6 事業者は、この事業に係る業務を処理するためみなかみ町から提供された個人情報が記録された資料等を、みなかみ町の承諾なしに複製又は複写してはならない。

(個人情報の適正管理)

第7 事業者は、この事業に係る業務を処理するためみなかみ町から提供された個人情報が記録された資料等を、き損及び滅失することのないよう、適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第8 事業者は、この事業に係る業務を処理するためみなかみ町から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかにみなかみ町に返還するものとする。ただし、みなかみ町が別に指示したときは、その指示に従わなければならない。

(事故報告義務)

第9 事業者は、この事業に係る業務を処理するためみなかみ町から提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏えい、き損及び滅失した場合は、みなかみ町に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(登録解除及び損害賠償)

第10 みなかみ町は、事業者が個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、返礼品の登録解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。